

鹿屋市告示第 92 号

鹿屋市養殖用冷凍餌料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正
する要綱を次のように定めた。

令 和 8 年 3 月 19 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



令 和 8 年 3 月 19 日 決 裁

鹿屋市養殖用冷凍餌料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市養殖用冷凍餌料価格高騰対策支援事業補助金交付要綱（令和 7 年鹿屋市告示第26号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に改める。

第 4 条中「31円」を「13円」に、「10分の 1」を「2分の 1」に改める。

別記第 2 号様式中「令和 6 年度」を「令和 7 年度」に改める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 3 月 19 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。